

●原子力利用の将来像についての検討委員会設置要綱

〔平成 26 年 10 月 3 日
日本学術会議第 203 回幹事会決定〕

(設置)

第 1 日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく課題別委員会として、原子力利用の将来像についての検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 委員会は、原子力発電を含む原子力の平和利用に対する現在の考え方を総括し、現代的課題について学術的観点から審議する。

(組織)

第 3 委員会は、会長、副会長、各部の部長及び 20 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(分科会)

第 4 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。

分科会	調査審議事項	構成	設置期限
原子力発電の将来 検討分科会	原子力発電所の安全管理の評価、原子力発電所の安全基準とその実現可能性、原子力発電所の社会的費用便益等の原子力発電の安全性を踏まえた将来の在り方に関すること	25 名以内の 会員又は連携 会員	平成 29 年 9 月 30 日

(設置期限)

第 5 委員会は、平成 29 年 9 月 30 日まで置かれるものとする。

(庶務)

第 6 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第 7 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成２６年１０月２３日日本学術会議第２０４回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成２７年８月２８日日本学術会議第２１７回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成２８年１０月６日日本学術会議第２３５回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。